福 祉 課 だ よ ŋ

お知らせ 戦没者等のご遺族の皆様へ 第8回特別 帯慰金が 支給されます

す。対象者で未請求の方は早 めに請求してください。 本年度で受付終了となりま

族お一人。 次の順番による先順位のご潰 で、平成17年4月1日におい を受ける方がいない場合に、 て、公的扶助料や遺族年金等 戦没者の死亡当時のご遺族

- 弔慰金の受給権者
- 3 2 戦没者等の子 ①父母②孫 ③祖父母

④兄弟姉妹

有していなかった方等は (戦没者等と生計関係を

除かれます。)

- 4 **④兄弟姉妹** ①父母②孫 右記3以外の ③祖父母
- 右記1~4以外の三親等

5

引き続き1年以上生計関 (戦没者等の死亡時まで

> 係を有していた方に限ら れます。)

名国債 額面40万円、 10年償還の記

平成20年3月31日まで

お知らせ |戦傷病者の妻の方々へ 支給されます 特別給付金が

るものです。 して慰藉を行うことを目的と きた妻のご苦労に対し、国と して、戦傷病者の妻に支給す 戦傷病者を永年介護されて

けている方です 戦傷病者とは、次の給付を受

○恩給法による増加恩給・傷 病年金・特例傷病恩給・傷

○戦傷病者戦没者遺族等援護 別措置法による傷病年金・ 法による障害年金・障害一 時金又は、旧令共済組合特 時金(障害程度第5款症

対象者

以上

○ 前回 又は「第20回特別給付金」を 「第18回特別給付金」

○平成18年10月1日現在の 況が前回請求時と変更の無

○戦傷病者の方が平成8年10 月1日から平成15年3月31 日までの間に亡くなられた

れた場合 ◎新たに戦傷病者の妻になら

○平成13年4月2日から平成 した方 15年4月1日までの間に、 増加恩給等の受給権を取得 夫が戦傷病者として、上記

申請をしてください。

すので、更新等の必要な方は けるためには、申請が必要で き続き7月1日から認定を受

○平成13年4月2日から平成 戦傷病者として、上記増加 恩給等を受給している者と 15年4月1日までの間に、

平成21年9月30日まで

請求・問い合わせ

(すこやかセンター -伊野内)

本川 吾北総合支所ほけん福祉課 総合支所ほけん福祉課 893-3810 $\begin{array}{c}
 8 & 6 \\
 7 & 2 \\
 3 & 1 \\
 2
\end{array}$

8 6 9 $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{4}$

受給されていた戦傷病者の妻

方

婚姻された方

わせは 費などの詳しいことの問い合 巡拝地域、 実施時期、所要経

高知県保健福祉課

福祉 \blacksquare 823 - 9662

お知らせ |戦没者慰霊巡拝の お知らせ

ます。 族を対象に慰霊巡拝が行われ 次の地域で、 戦没者のご遺

対象地域

6月末日となっています。引

けられていた方は有効期限が

平成18年度に右記認定を受

ニューギニア、ビスマーク・ ンマー、トラック諸島、東部 リピン、マリアナ諸島、ミャ 旧ソ連、中国東北地区、フィ ソロモン諸島、硫黄島

選考基準

受付開始日

7 月 1 日

ことがない方を優先) 健康状態が良好で、 して80歳以下の方 (当該戦域を一度も訪れた 原則と

から有効となります。 (認定は申請した月の初日

持参する物

介護保険被保険者証 ・印鑑

申請場所・問い合わせ

(すこやかセンター 伊 野内)

広報いの

③訪問介護等利用者負

担額減額制度

お知らせ

者負担額軽減制度

②社会福祉法人等利用

①介護保険負担限度額

8